

議第118号

呉市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について
呉市企業立地条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市企業立地条例の一部を改正する条例

呉市企業立地条例（昭和56年呉市条例第10号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「工場等新增設事業」を「工場等新增設事業（新規雇用型）」に、「次号及び第4号」を「次号，第4号及び第5号」に改め，同条第2号を次のように改める。

(2) 工場等新增設事業（雇用維持型） 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 規則で定める業種の事業者（市内において現に自ら工場等を操業している者に限る。）が，市内の公的団地内の土地において1,000平方メートル以上の工場等の新設又は増設（以下「新增設」という。）をし，かつ，工場等の新增設後の当該事業者の市内における事業所での雇用従業者の人数が当該新增設前の市内における雇用従業者の人数以上となるもの

イ 規則で定める業種の事業者（市内において現に自ら工場等を操業している中小企業者に限る。）が，都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業地域又は工業専用地域内の土地において1,000平方メートル以上の工場等の新增設をし，かつ，工場等の新增設後の当該事業者の市内における事業所での雇用従業者の人数が当該新增設前の市内における雇用従業者の人数以上となるもの

第2条第3号中「ソフトウェア業等設置事業」を「ソフトウェア業等誘致促進事業」に，「10人」を「3人」に改め，同条第5号中「額が」の次に「，中小企業者にあつては1億円以上，その他の者にあつては」を加える。

第6条中「工場等新增設事業，中小企業工場等新增設事業」を「工場等新增設事業（新規雇用型），工場等新增設事業（雇用維持型）」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は，平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の呉市企業立地条例の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に助成措置の申請をする者について適用し，この条例の施行の際現に助成措置の決定を受けている者及び施行日前に助成措置の申請を行った者については，なお従前の例による。

（提案理由）

本市経済の発展等に寄与することを目的として，工場等の新設又は増設に係る助成措置の拡充等を行うため，この条例案を提出する。